

# 「松島ケアハウス」入所重要事項説明書

## 松島ケアハウス

### 施設経営法人

1. 法人名 社会福祉法人 千賀の浦福祉会
2. 法人所在地 宮城県多賀城市高橋四丁目24番1号
3. 電話番号 022-309-7288
4. 代表者氏名 理事長 平 正美

### ご利用施設

1. 施設の名称 松島ケアハウス
2. 施設の所在地 宮城県宮城郡松島町根廻字上山王6番地27
3. 電話番号 022-353-2808
4. 施設長（管理者） 東 浩

### 概 要

入居定員 15名（1人居室 11室， 夫婦居室 2室）

### ケアハウスとは

ケアハウスを一言で表現するならば、住居・食事・入浴などを提供する高齢者向けアパートとなるでしょう。ケアハウスは部屋の掃除、洗濯など自分の身の回りのことは自分で行なう『自立を尊重した施設』ともいえます。

### 入居対象者は

1. 60歳以上の方（但し、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であればよい）
2. 自炊ができない程度の身体機能の低下などが認められ、または高齢者等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な方。
3. 伝染病疾患及び精神的疾患を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる方。
4. 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる方。
5. 生活に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる方。

### 日 課

食事時間は 朝食 7：30～  
昼食 12：00～

## 夕 食 17:30～

- ・ 隔日の午後、入浴となります。
- ・ 毎週木曜日血圧測定、毎月第1木曜日体重測定
- ・ 毎月に誕生会若しくは、手作りおやつ
- ・ レクリエーション（カラオケ、手芸工作、折り紙、書道、ゲームなど）を午前を中心に実施。
- ・ 月曜から金曜日の11:30より食堂にてストレッチ体操を行ないます。

### 各種サービスについて

#### 1) 相談・助言（契約書第6条）

親身になって各種相談に応ずると共に、適切な助言等を行なう。行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携を取り、必要に応じ、有効な利用について紹介・手続き等の援助を行なう。

#### 2) 食 事（契約書第7条）

毎日3食、老人に適した食事を提供する。調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士により作成した栄養バランスに留意した、献立を提供する。また、個人の嗜好及び食事時間等利用者の希望についても工夫する。

#### 3) 入 浴（契約書第8条）

入浴は隔日とし、決められた時間帯に入浴できるように、職員が準備を行なう。入浴日以外でもシャワーは利用できるよう努める。個別の入浴介助は行わない。

#### 4) 緊急時の対応（契約書第9条）

緊急時に対応できる職員対応の整備と関係機関との連携に努める。また非常通報装置や全館一斉放送設備の活用により、緊急の連絡が速やかに行なわれるよう努める。

入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状況になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

職員はナースコール等で入居者より緊急の対応の要請があった時は、速やかに対応を行なう。

入居者が予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行なう。

#### 5) 夜間の管理体制（契約書第10条）

原則として特別養護老人ホームの管理当直者及び夜勤者があたるものとする。

インフルエンザ等の感染症の病気が確認された場合や発熱等で見守りが必

要と思われる時には、ご家族の対応をお願いする事となります。

6) 生活援助、在宅福祉サービスの利用（契約書第 11 条）

日常生活の援助を原則として実施しない。個別の日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合、外部の在宅保健福祉サービスを受けられるようにする。所要の費用は個人負担とする。

また、入居者が疾病、常時の介護状態、収入の途絶、生活に困窮を生じた場合、医療機関への連絡、家族との調査、関連諸制度生活についても配慮を行なう。

7) 保健 衛生（契約書第 12 条）

定期的に健康診断を受ける機会を提供する。記録を保存し、健康の保持、疾病の予防に努める。

8) 利用者の活動への協力（契約書第 13 条）

生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じ助言を行なうと共に自主的に趣味・教養娯楽・交流行事などを行なう場合には、必要に応じ協力する。

9) 利用料金等（契約書第 14 条 1）

利用料金については国の定める基準に従って、生活費、事務費を合算した額を別途個人に算出し、個人の使用に関わる電気、水道料等の使用を含め計上する。

ケアハウス利用料金についてはご利用になられる方の収入に応じて、国が定めた料金(事務費・生活費)が、毎月利用料金となります。

## 「松島ケアハウス」利用料金表

ご利用になられる方の収入に応じて、国が定めた料金（事務費・生活費）が、毎月の利用料金となります。

令和 7年 12月 1日現在

前年の対象による階層区分	利 用 料		合 計	
	事務費	生活費		
1	1,500,000 円以下	10,100 円	44,500 円	54,600 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,100 円	44,500 円	57,600 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,200 円	44,500 円	60,700 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,300 円	44,500 円	63,800 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,300 円	44,500 円	66,800 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,300 円	44,500 円	69,800 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,500 円	44,500 円	75,000 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,600 円	44,500 円	80,100 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,600 円	44,500 円	85,100 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,800 円	44,500 円	90,300 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,800 円	44,500 円	95,300 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円	58,000 円	44,500 円	102,500 円
13	2,600,001 円～2,700,000 円	65,100 円	44,500 円	109,600 円
14	2,700,001 円～2,800,000 円	72,300 円	44,500 円	116,800 円
15	2,800,001 円～2,900,000 円	79,400 円	44,500 円	123,900 円
16	2,900,001 円～3,000,000 円	86,600 円	44,500 円	131,100 円
17	3,000,001 円～3,100,000 円	92,500 円	44,500 円	137,000 円
18	3,100,001 円以上	92,500 円	44,500 円	137,000 円

※ この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上として認定することが適当でないものを除く）から、租税、健康保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※ 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び経費を合算し算出した合計金額を2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記の額から30パーセント減額した額とします。

※ 暖房費は11月から3月までの期間、月額 4,870円となります。

※ 自室の「電気料金・水道料金・電話料金」が自己負担となります。

- ※ 電話の取り付けを希望される方は、取り付け料がかかります。
- ※ この基本料金表は、国の定める基準が改定になった場合には、その定めに従い改定させていただきますことになっております。

#### 1 0) 利用料の改正 (契約書第 15 条 1)

国の定める基準に改正もしくは変更が生じた場合、それに基づき利用料を改訂する。

利用料は項表を基に 1 か月ごとに計算し、毎月 10 日までに計上させていただきます、締め翌月 12 日に入居様が指定する金融機関の口座より振り替え、または窓口にて支払いとなります。

#### 1 1) 職員の勤務時間

早 番	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
日 勤	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

#### 1 2) 居室への立ち入り (契約書第 18 条)

居室の保全、衛生、防犯、その他の管理上の必要があると認められる場合は、承諾を得て、居室に立ち入り、必要な処置をとることができる。それ以外本人の承諾なしで、無断での入室はしないものとする。ただし健康、災害上の緊急の場合は承諾を得ないで立ち入ることができる。

#### 1 3) 居室内の模様替え等 (契約書第 19 条)

施設長より承諾を得た場合には、退去時に現状を回復することを条件として居室の模様替えをすることができる。

また、①畳表、じゅうたん等の敷物、②窓ガラス、③ふすま、障子、壁紙等、④カーテン、その他の修理、椅子、ベッドマットのクリーニング等については入居者負担で取り替えを行なうものとする。

#### 1 4) 現状回復の義務 (契約書第 20 条)

施設及び備品について、汚損、破損若しくは紛失、現状を変更した場合は直ちに自己の費用により現状回復するか、その定める代価を支払うものとする。

#### 1 5) 動物飼育 (契約書第 22 条)

入居者は施設の許可を受けた場合、居室において小鳥、魚類等の飼育を行う事が出来る。その他の動物は他の入居者の迷惑となるため飼育できない。

#### 1 6) 外泊

外泊する時は、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長へ外泊届として提出していただくこととなります。

#### 1 7) 契約の解除 (契約書第 23 条)

入居者がいずれかに該当する場合、2ヶ月間の期間を置いて、契約の解除

を通知し、その予告満了後、遅延なく居室を明け渡していただくこととなる。

- ① 入居の要件に関して、虚偽の届け出を行なって入居したとき。
- ② 利用料金を3カ月以上支払わなかったとき。
- ③ 事務費の減額の申請にあたって虚偽の届け出を行なったとき。
- ④ 施設側より承諾を得ないで、施設の建物や付帯設備等の造作・模様替えを行い、原状回復を行わないとき。
- ⑤ 特別養護老人ホーム入所対象者程度の状態にもかかわらず、必要な介護などを受けることができないとき。
- ⑥ 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき。
- ⑦ 共同生活の秩序を著しく乱し他の入居者に迷惑をかけたとき。

#### 1 8) 契約の終了（契約書第 25 条）

①入居者が死亡したとき②契約書第 23・24 条に基づき契約が解除され、予告期限が終了した場合当施設との契約は終了し、ご契約者に退去していただくこととなります。

#### ②退去

#### 1 9) 苦情の受け付けについて

利用者の皆様からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、本施設に苦情解決の仕組みを整えています。

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者（職名 施設長） 氏名 東 浩
- 苦情受付担当者（ケアハウス職員） 氏名 赤間 英美

また意見ボックスを正面玄関脇受付窓口に設置しています。

#### 2 0) 身元引受人（契約書第 33 条参照）

- ① 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、ご契約者において、社会通念上身元引受人を立てることが出来ないと考えられる事情がある場合には、別途協議し、代理人を立てる事を協議します。
- ② 身元引受人は、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきたご家族やご親族に就いていただくことが望ましいと考えております。
- ③ 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務について、ご契約者と連帯してその債務の履行義務を負うこととなります。また、こればかりでなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行する為に必要な事務処理や費用負担を行ったり、当施設と協力、連携して退所後の契約のご契約者の受け入れ先を確保する等を行うこととなります。

- ④ ご契約者が入所中死亡した場合においては、そのご遺体、残置品(居室内に残留する日用品や身の回り品、貴重品関係)の引取りなど、必要な手続きについても、身元引受人が引き取って頂く必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者ご自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取って頂く場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担を頂くことになります。
- ⑤ 身元引受人が死亡したり破産宣告を受けた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てて頂くために、ご契約者等にご協力をお願いする場合があります。

入居にあたって次のことをお願いします。

#### 1) 必要書類

- ・ 移動証明書（転居先〔宮城県宮城郡松島町根廻字上山王6番地27〕です。）  
松島町内での移動の場合は証明書は発行されません。
- ・ 所得証明書（各市町村の税務課にて発行されます。）
- ・ 健康保険証（会社の家族保険になっているときは〔遠隔地分割〕を申請してきて下さい。その他の方は松島町の国民健康保険に加入します。）また75歳以上の方は後期高齢者医療被保険者証の手続きが必要となります。

収入認定にかかる挙証資料の提出（契約書第17条）

#### ● 収入

##### 1、給与、年金、恩給等

- ・ 住民税申告書の写し（又は所得証明書）
- ・ 振込金融機関の写し
- ・ 前年度分の源泉徴収票
- ・ 支払通知書又は振込通知書の写し

※ 上記の挙証資料のうち必ず2種類はそろえてください。

##### 2、財産収入、その他の収入

- ・ 前年分所得税の確定申告書の写し

#### ● 必要経費

##### 1、所得税、住民税等の租税

- ・ 納税通知書の領収済みのもの（窓口で支払った場合）

- ・ 支払金融機関の通帳の写し（口座振込の場合）
  - ・ 前年分所得税の源泉徴収票等、納税が確認できるもの
- 2、社会保険料等
- ・ 領収書または支払金融機関の通帳の写し、源泉徴収票等  
（これらが無い場合は、役場税務課窓口で確認証を取るようになしてください。）
- 3、医療費
- ・ 領収書またはこれにかわる支払を証明できるもの  
（なお、入所前の医療費は継続的な疾病以外は対象外です。）
- 4、仕送り金等その他の支出
- ・ 支払を証明できるもの

2) 持ち込み荷物

- ・ 思い出深く、処分しにくいでしょうが、できるだけすくなめにして下さい。
- ・ 荷物は部屋の広さ、押し入れの大きさ等を十分に考慮して下さい。

3) 持ち込み可能なもの

整理タンス、洋服タンス、下駄箱、寝具（一人分）、座布団（3枚程度）、洗面道具、茶飲み道具、掃除道具（小ほうき・ちりとり・雑巾）、屑かご、目覚まし時計、やかん、なべ（電磁調理器で使用できるもの）、冷蔵庫、魔法びん、懐中電灯など。

4) ご本人の好みで持ち込み及び取り付け可能なもの

- ・ テレビ（各お部屋でも衛星放送が受信できるようになっています。）
- ・ 電話機

5) 持込禁止としているもの

火鉢、豆炭アンカ、石油ストーブ、石油コンロ、サーモスタットの無い電気器具その他火災の心配につながるもの。

●入居時必ず持ってきて頂くものとして、電気スタンド(ベッド脇に設置)、懐中電灯、体温計、アイスノン(2個)、室温・湿度計、箸、スプーン、コップ、洗面道具、入浴道具、掃除用具、トイレトペーパー、着替え、タオルケット、バスタオル、フェイスタオル、歯ブラシ、歯磨き粉。他生活に必要な物

※ 1. 引越しに際して、持ってきてよいか判らないときはお尋ね下さい。

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾致しました。

令和 年 月 日

【 利 用 者 】

住 所

氏 名

印

【 代 筆 者 】

私は、下記の理由により、本人(利用者)の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名

印

【 身元保証人 】

住 所

氏 名

印

【 説 明 者 】

松島ケアハウス

氏 名

印